

議会基本条例に関する点検票

条番号	条 文	現状の評価と課題
1	この条例は、議会の基本理念を明らかにし、議会の役割及び活動原則並びに筑紫野市議会議員（以下「議員」という。）の責務、役割等議会に関する基本的な事項を定めることにより、議会が市民の負託に的確に応え、もって市民福祉の向上及び市勢の発展に寄与することを目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・議会として、市勢をみる上で、市民の生活実態・状況がキチンと反映されているかどうかの審査をさらに充実させる必要がある。 ・議員としての責務が明らかになってきた。 ・明文化により議員と市民が共通認識している。
2	議会は、二元代表制の下、市民を代表し、市の意思決定を担う議事機関として、多様な市民の意思の調整を図り市政に反映させるため、公平かつ公正な議論を尽くすとともに、その機能を最大限に発揮することにより、真の地方自治の確立を目指すものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・議案に対する議論が少ない。 ・市民の意思を把握するシステムになっていない。 ・議会の機能を活用できているとはいえない。 ・概ねの議論は出来ているが、「真の地方自治の確立を目指す」で言うと研究の余地がある。 ・二元代表制を周知している。
3	議長は、議会の代表として、議会の品位を保持し、議会の機能強化に向けての先導的な役割を果たすものとする。 2 議長は、議会活動の状況、市政の課題に対する議会の方向性等について広く市民に明らかにする役割を担うものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・より良い議会であることに対して前向きである。権威主義的ではない。 ・議長の役割を明文化、その通り実践されている。
4	議会は、第2条の基本理念にのっとり、市民を代表する議決機関であることを常に自覚し、市政の公正性、透明性及び信頼性を確保するため、筑紫野市長（以下「市長」という。）及び他の執行機関（以下「市長等」という。）の市政の運営を監視し、及び評価するものとする。 2 議会は、市民の多様な意見を把握し市政に反映させるため、市民の代表である議員相互の自由な討議を尊重し、必要な政策を立案及び提言することにより、市民とともにまちづくりの活動に取り組むものとする。 3 議会は、市民に開かれた議会を目指し、議会が行う活動へ市民が参加できるように情報公開に取り組むとともに、市民に対し議会の議決又は運営についてその経緯、理由等を説明する責任を果たすものとする。 4 議会は、市民に分かりやすい議会運営を行うために、議会関係条例等を遵守し、これらの条例等について絶えず見直しを行うものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の多様な意見を把握しきれていない。 ・市民に開かれた議会として、情報提供に課題がある。 ・委員会での休憩をなくし意見交換を議事録に残すべき。 ・2、今後必要ではないか？ ・3、HPの取り組み、傍聴人に対する資料の渡し方、政務活動費の検討が必要 ・4、これから ・100%能力を発揮できていない所もある。 ・議会の活動原則が条文化されその通り実行されている。
5	議員は、選挙により選出された市民の代表として、その負託に応えるため、地域の課題のみならず、広く市政全般の課題とこれに対する市民の意思を的確に把握し、議会の構成員として、議会活動を通じて市政に反映させるものとする。 2 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互の自由な討議を尊重するものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・議員間討議があまり進んでいない。 ・1、議会改革推進会議で討論を行っていく。 ・議員の活動原則どおり活動している。

議会基本条例に関する点検票

条番号	条 文	現状の評価と課題
6	<p>議員は、審議、政策の立案等に必要な能力の向上を図るため、研修及び研究に積極的に取り組む等不断の自己研さんに努めるものとする。</p> <p>2 本会議及び委員会における質問等は、市の行政事務について市長等の見解を求める重要な権利であることから、議員はその責任を自覚し、内容の充実に努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・研修が定例で開催できている。計画的な研修研究になるようにする。質問の内容充実が必要。 ・研修セミナー・行政視察・全国議長会研修等積極的に参加。 ・自己研鑽及び一般質問が充分されているとは思われない点がある。 ・能力が発揮できていないところがある。
7	<p>議員は、議会活動を円滑に行うため、会派を結成することができる。</p> <p>2 会派は、議会が合議制の機関としての機能を十分に発揮することができるよう、市政の課題に関して会派内及び会派相互での積極的な討議及び調整に努めるものとする。</p> <p>3 会派は、市政の課題に関する情報収集、調査及び研究並びに政策の立案及び提言を行うほか、研修等の実施により所属する議員の議会活動を支援するよう努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・会派内での討議はできているが、会派相互の検討にはなっていない。提言をまとめることや予算要求活動などが課題。議案の提案ができるような調査研究が課題。 ・(例)市庁舎建設特別委員会において会派では様々な課題や情報収集等議会活動に対し積極的に支援するよう努めた。 ・全体に係る課題に対し、会派内及び代表者にて調整が行われている。
8	<p>議会は、市民の意思を的確に把握し、市政に反映させるため、次に掲げる方法等により、市民の議会活動への参加を推進するものとする。</p> <p>(1) 委員会の運営に当たり、公聴会及び参考人の制度を活用すること。</p> <p>(2) 請願及び陳情が提出されたときは、これらを市民による施策提案としてとらえ誠実に処理すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公聴会、参考人制度があまり活用されていない。請願陳情についても本人から話を聞くようにすると、より内容が把握できるのではないか。 ・(1)はこれまで行った事例がない為今後活用する。 ・(2)例、前畑遺跡(できる限りの対応を行っている。) ・案件によっては合同審査会を開催している。 ・請願及び陳情への対応は適切に対処されている。
9	<p>議会は、その意思決定に至る過程を市民に対して明らかにするため、会議等を原則として公開するとともに、議案等に対する議員の賛否を、速やかに、公表するものとする。</p> <p>2 議会は、市民が会議等を傍聴しやすい環境を整備し、会議等の公開の実効性を確保するよう努めるものとする。</p> <p>3 議会は、議会活動に係る情報の公開及び提供に努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・議案の賛否については公表している。傍聴しやすい環境の整備、資料の配布は課題。 ・1、広報で公表している。 ・3、議会だより、HP等による情報公開により情報提供がなされている。 ・全て公開されている。
10	<p>議会は、市民に開かれた議会を実現するために、多様な広報媒体の活用により、議会活動に関する広報の充実に努めるものとする。</p> <p>2 議員及び会派は、それぞれの議会活動に関して積極的な広報に努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・広報は充実してきた。会派では会報を発行できている。 ・1、議会だより・フェイスブックの充実を図る。 ・2、議員個人においては市民相談、議会報告会、会派による議会通信などにより広報活動に努めている。 ・議会FBや個人のFB・HP等で活動の広報に努めている。

議会基本条例に関する点検票

条番号	条 文	現状の評価と課題
11	<p>第11条 議会は、市民への報告と市民との意見交換の場として、議会報告会を行うものとする。</p> <p>2 議会報告会に関することは、別に定めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・議会報告会は、参加者や参加者数に課題はあるが、全員参加の形で開催できている。議会報告会の開催が、議員活動のインセンティブにもなっている。 ・年2回(最低1回)は行っている。 ・この間、議会報告会はキチンと行われているが、議会報告会の意義とその都度の獲得目標の意思統一を行う必要がある。
12	<p>議会は、二元代表制の下、議決権を有する機関として、執行権を有する市長との権能の違いを踏まえ、互いの役割を尊重しつつ、対等かつ緊張ある関係を保ちながら、自らの機能を最大限に発揮するよう努めなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・議会の機能についてもっと学習する必要がある。行政の監視、評価、議案の修正など、議会の権能を知ることによって、議会の機能を果たすことにつながる。 ・監視能力を高め実践されている。
13	<p>議会の会議等は、市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができるものとする。</p> <p>2 議会の会議等において、市長等及びそれらの補助職員は、論点及び争点を明確にするために議員の質問等に対し、議長又は委員長の許可を得て反問することができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・議案の論点についてまとめる必要があると思う。 ・1、完全な1問1答方式ではない。(項目別に回答がなされていない。) ・一般質問に対する論点争点が明確でない時が散見される。
14	<p>議会は、市長等の事務の執行が適正かつ公平に、及び効率的に行われているかを監視し、その効果及び成果について評価するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・行政からの四半期報告があるとよい。行政評価、事務調査の充実につながる。 ・行われていない ・決算委員会で十分に行っている。
15	<p>議会は、条例の制定及び改廃、議案の修正、議決等を通じて、市長等に対し、積極的に政策の立案及び提言を行うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・議会の機能について習熟する必要がある。議会報告会での意見をまとめ提言できるようにしてはどうか。 ・これからである。 ・提言が少ないようである。
16	<p>議会は、予算及び決算の審議に当たるとき、又は市長等が重要な政策若しくは施策を策定し、若しくは変更したときは、市長等に対し、必要に応じて、資料の提供及び説明を求めるものとする。この場合において、市長等は、これらに適切に対応するよう努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・おおむね求める資料の提出、説明には対応されていると思うが、例えば市庁舎建設に関する資料の提出、JR二日市駅に関する資料の提出はなかった。 ・議会として明確に資料の提供や説明を求めているのか分からない。 ・資料提供及び説明は十分である。
17	<p>法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件は、筑紫野市市民自治基本条例(平成22年筑紫野市条例第23号)第10条第1項に規定する総合計画の基本構想及び基本計画の策定及び改定に関するものとする。</p> <p>2 議会は、前項以外に議決事件を追加する場合は、その理由及び根拠を明確にしなければならないものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・総合計画について進捗状況の把握が必要。委員会などで、経過も含め進行状況を把握するように。

議会基本条例に関する点検票

条番号	条 文	現状の評価と課題
18	<p>議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互の自由な討議を中心に運営するものとする。</p> <p>2 議員は、前項の議員相互の自由討議を拡大し、条例、意見書等の議案提出を積極的に行えるよう努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・議案について、委員会での論点整理をする。意見書に関して、会派間の意見交換が必要。内容について、常任委員会としてのまとめ、委員長報告に盛り込みたいことを話し合う機会が必要。 ・議員間の自由討論は若干行っている。意見書等の提出は積極的に行っている。 ・執行部側とは行っているが、議員相互の柔軟な意見交換が必要。
19	<p>会派又は議員は、政務活動費を有効に活用し、積極的に市政に関する調査研究を行わなければならない。</p> <p>2 政務活動費の交付及び執行について必要な事項は、別に定めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・適正に事務処理がされている。用途について、一般的な政務活動にも使えるように検討してはどうか。 ・政務調査費は活用している。 ・積極的に調査・研究等に活用している。
20	<p>議会は、社会情勢の変化等により新たに生じる行政課題等に迅速かつ的確に対応するため、委員会の専門性及び特性を考慮し、委員会を適切に活用するものとする。</p> <p>2 委員会審査に当たっては、資料等を公開しながら市民に対し、分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。</p> <p>3 委員会の運営について必要な事項は、別に定めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・常任委員会での事務調査を制度化し、議会全体のものとなるよう、報告をするようにしてはどうか。報告は文書にまとめ記録を残すようにしてはどうか。 ・1、行っている。 ・2、これから ・委員会運営については適切に実践されている。
21	<p>議会は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その図書、資料等の充実に努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現状では場所の制限がある。控室にある書類だけでもきちんと整理する。行政計画など必要なものを整備。ファイルの更新、図書の点検、各議員の購入希望などを募集。 ・殆ど活用がなされていない。これからである。 ・議会図書室は設けてあるが、その活用が不十分。 ・活用には個人差がある。 ・新庁舎ではハード的に考える必要あり。
22	<p>議会は、市長等の事務執行の監視及び評価、政策の立案及び提言等に関する議会の機能を向上し、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の充実強化に努めるものとする。</p> <p>2 議長は、議会事務局の職員を適正に配置するよう努めるとともに、職員の専門的能力を高めるために必要な措置を講ずるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・政策担当など議員と一緒に研修できないか。法務担当の充実など事務局職員の増員が必要。 ・議会事務局は、議会運営・議員活動を行うに当たって努力しているが、議会事務局の機能の充実の強化で言うと、議会として研究を行う必要がある。 ・十分に実施されている。
23	<p>議員は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その信託に応えるため、政治倫理の向上と確立に努めなければならない。</p> <p>2 議員の政治倫理について必要な事項は、別に定めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現状では不合理なことはない。ほとんどの議員が条例を遵守している。 ・政治倫理の向上に努めている。

議会基本条例に関する点検票

条番号	条 文	現状の評価と課題
24	<p>議員の定数は、効率的かつ能率的な議会運営の視点からだけでなく、市民の代表である議会が、市民の意思を市政へ十分に反映させることが可能となるように定めなければならない。</p> <p>2 議会は、定数の改定に当たっては、公聴会制度等の活用により市民の意見の聴取及び反映に努めなければならない。</p> <p>3 議員定数について必要な事項は、別に定めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当面は現体制で、議会の果たすべき役割について認識し、活動することによりよい。 ・各議員が十分に必要性や役割を市民に伝える。
25	<p>議員報酬は、社会経済情勢、本市の財政状況、類似する他市の議員報酬等を勘案し、議員の活動状況を反映することを主眼に定めなければならない。</p> <p>2 議会は、議員提案に係る議員報酬の改定に当たっては、公聴会制度等の活用により市民の意見の聴取及び反映に努めなければならない。</p> <p>3 議員報酬について必要な事項は、別に定めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・議員報酬について市民の意見を聞く機会について規定されているが、期末手当の改正など、特別職の報酬と連動した議案についても、市民の意見を聞いたかどうか。費用弁償の在り方について検討する事が課題。 ・市民への意見聴取等努力している。
26	<p>議会は、議会改革に継続的に取り組むとともに、この条例の趣旨に基づく議会運営等を確保するため、議員で構成する議会改革推進会議を設置する。</p> <p>2 議会改革推進会議について必要な事項は、別に定めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・幹事会、推進会議で、年間のまとめに沿って検討実施できている。